

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年七月二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

選挙区名

三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡

一三、三三八

中巨摩郡

五、六二八

南都留郡

一二、九一九

甲府市

五〇、九七一

富士吉田市

一三、一二八

都留市・西桂町

九、二八二

山梨市

九、三五二

大月市

六、三四九

韮崎市

七、九三七

南アルプス市

一九、八八八

北杜市

一三、一六八

甲斐市

二〇、九七一

笛吹市

一八、七二二

上野原市・北都留郡

六、五六三

甲
州
市

中
央
市

八、
四
一
一

八、
一
四
一